釧路湿原国立公園の公園計画の変更について

1.変更の理由

釧路湿原は、我が国最大の湿原で、高層湿原、中間湿原及び低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られる他、タンチョウやキタサンショウウオ等も生息し、生物多様性の保全上極めて重要な湿原である。しかしながら、農地・宅地開発、森林伐採及び河川の直線化等の要因により、1947年に約2万5千haあった湿原面積は、1996年には約1万9千haと50年間で2割以上減少し、一方で、湿原環境の変化を表す一つの指標となるハンノキ林の面積は、1947年に約2千haであったものが1996年には約7千haと50年間で3.5倍(うち最近の20年間で2.4倍と加速度的に増加)に拡大した。こうした湿原の減少・劣化は、湿原景観のみならず生物多様性の保全を図る上でも懸念されている状況である。

釧路湿原においては、平成 15 年 1 月に施行された自然再生推進法に基づき、同年 11 月に釧路湿原自然再生協議会が設立され、地域固有の自然を次の世代に残していくための取り組みと、地域社会の様々な関わりについて、基本的な考え方や目標などを定める釧路湿原自然再生全体構想が作成されている。

以上のような状況を踏まえ、本公園の景観や自然生態系の維持改善を図るため、自然再生施設の 追加等による公園計画を変更する。



・多様な動植物が生息・生育している



湿原植生の著しい変化(ハンノキ林)
・面積が急激に拡大し、湿原景観及び
湿原生態系の変化が進んでいる

2.変更案の概要

(1)自然再生施設計画の追加

釧路湿原については、釧路湿原自然再生協議会が作成した釧路湿原自然再生全体構想の考え方を踏まえ、新たに自然再生施設を公園計画に位置付け、景観や自然生態系の維持改善を図る。

・自然再生施設 北海道釧路市及び釧路郡釧路町(広里・トリトウシ地域)

北海道釧路市及び阿寒郡鶴居村(温根内・北斗地域)

北海道釧路郡釧路町(達古武地域)

北海道川上郡標茶町及び阿寒郡鶴居村(久著宮・幌宮地域)

北海道川上郡標茶町(塘路・茅沼地域)

なお、上記自然再生施設計画の追加により、今後、損なわれた湿原植生及び野生生物の生息環境等の回復、水生生物等生息環境の改善、集水域での自然林の再生等を行うことを想定している。





地盤掘り下げによる湿原再生試験 (広里地域)

カラマツ林から自然林への再生試験 (達古武地域)

・植生や自然林の回復過程等についてモニタリング調査を行っている。

(2)砂防施設計画の削除

釧路湿原については、一体的かつ総合的な観点から自然再生施設計画を追加することから、湿原の風致景観を維持するため湿原への土砂等流入を防除する施設として計画した既存の砂防施設計画は自然再生施設計画に振り替える。

・砂防施設 北海道川上郡標茶町及び阿寒郡鶴居村(久著呂川明渠末端)

北海道阿寒郡鶴居村(雪裡川・幌呂川合流地)

北海道阿寒郡鶴居村 (チルワツナイ川)

北海道阿寒郡鶴居村(旧幌呂川明渠末端)

3.参考ホームページ

釧路湿原における自然再生事業の取り組み等について紹介している。

釧路湿原再生プロジェクト http://www.kushiro.env.gr.jp/saisei/top.html

釧路湿原自然再生協議会 http://www.kushiro-wetland.jp/